

国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の 過大・過小徴収について

後期高齢者医療保険料の算定に関する、後期高齢者医療広域連合の電算処理システムの設定に誤りがあり、平成 20 年～平成 28 年度までの間、青色申告を行っている方について、保険料の均等割部分の軽減判定が誤って行われ、本来納付すべき金額と異なる保険料が賦課されていました。また、国民健康保険税についても同様の設定を用いて算定していたため、誤りがあったことが判明しました。

対象となる皆様には、心からお詫びするとともに、今後は再発防止を図り、適正な課税に努めてまいります。

【賦課誤りの内容】

1. 国民健康保険税

- (1) 該当者数 42 人 (うち、減額と増額が重複する人 2 人)
- ・ 保険税が減額となる人 (過大徴収) 29 人
 - ・ 保険税が増額となる人 (過小徴収) 15 人
- (2) 影響額
- ・ 保険税の減額 (還付分) 1,072,800 円
 - ・ 保険税の増額 (追徴分) 451,500 円

2. 後期高齢者医療保険料

- (1) 該当者数 23 人 (保険料が増額となる人はいませんでした。)
- ・ 保険料が減額となる方 (過大徴収) 23 人
- (2) 影響額
- ・ 保険料の減額 (還付分) 457,200 円

【対応】

1. 還付となる方：文書による通知を発送しました。
※還付金詐欺等の事例が横行しておりますので、警察署との協議のうえ、電話や訪問等の連絡は行わないこととしました。
2. 追徴となる方：電話連絡および訪問により説明を行ったうえで、納税通知書を発送しました。

本件についてのお問い合わせ先

【国民健康保険税】	【後期高齢者医療保険料】
市民生活部 税務課：涌井	健康福祉部 保険年金課 平松
電話：0256-77-8144 (直通)	電話：0256-77-8133 (直通)